

ミールパス（ミール定期マネー）利用細則

（通則）

- 01) この利用細則は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」の「食事（ミール）用マネー」（以下、「ミール定期マネー」という）として提供する機能と運用について定めます。この仕組みを「ミールパス」と呼称します。

（ミールパス機能の定義）

- 02) 大学生協アプリ（公式）において、大阪教育大学生協同組合（以下、「大教大生協」という。）が指定した期間及び指定した1日当たりの利用限度額の範囲内で、大教大生協が指定する食堂等の店舗（以下「指定店舗」という。）及び大学生協電子マネー対応機器で食事等を利用することができる機能をミールパス機能（ミール定期マネー）といいます。ベースマネーの利用とは別会計の機能です。

（ミールパス機能利用方法）

- 03) 生協組合員は、ミールパス機能に供する期間に対応する大教大生協が指定した額の現金を添え、もしくは大教大生協が指定する金融機関口座への振込みをもって申請することにより、ミールパス機能を利用することができます。
- 04) ミールパスを利用できる組合員（以下、「ミールユーザー」という。）は、大教大生協が指定した利用期間・1日利用金額（曜日指定1日利用金額を含む）（以下、「1日利用金額」という。）の範囲内で、指定食堂等において大学生協電子マネー対応機器で、ミール定期マネーでの支払により食事等を利用することができます。
- 05) ミールユーザーは、ミール定期マネーでの支払の初回利用の前までに利用者が所有するスマートフォンに大学生協アプリ（公式）をインストールおこなう、又はパソコンでICカード規則第1条に定める大阪教育大学ICカードや生協ICカードに電子マネーデータを紐付けることで、ミール定期マネーでの支払をすることができます。
- 06) ミール定期マネーの1日利用金額の範囲を超えて利用した場合、不足している金額は、自動的に「ベースマネー」（大学生協電子マネー）から優先して使用されるものとします。
- 07) ミールパスユーザーは、1日の利用額が、1日当たりの利用限度額に満たない場合でも、当該日の未利用分を翌日以降に繰り越すことはできないものとします。
- 08) ミールパス機能は申し込んだミールユーザーのみが利用できるものとし、当該機能を第三者への貸与または譲渡等はできないものとします。他人の食事への利用（いわゆるおごり）はできません。またミールユーザーがこれに反した場合には、大教大生協が利用停止措置ができることをあらかじめ承諾するものとします。

（ミールパス機能の利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等）

- 09) 大教大生協は、ミールパス機能の利用期間、1日当たりの利用限度額、ミールパス機能で利用できる食事等の商品の範囲、その他ミールパス機能の利用にあたって必要な事項を定め、これを公示するとともに必要に応じてミールユーザーへ通知するものとします。
 - 2 ミールパス機能の申し込みに係る入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利息とします。

（ミール定期マネーの利用範囲外）

- 10) ミールパスユーザーは、次の場合にミールパス機能の利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 指定店舗が営業していない場合及び営業時間外の場合（台風等による臨時閉店の場合を含む）
- (2) 09) 1 項による大教大生協が定めた食事等の商品以外の商品の購入及びサービスの利用の場合
- (3) 08) 項に該当する禁止行為があり、大教大生協が利用停止措置等を取った場合
- (4) 大教大生協が定める 1 日あたりの利用限度額を超えた場合（超えた部分は、現金またはプリペイドで支払うことができます）
- (5) 大教大生協が定める利用期間を超えた場合
- (6) スマートフォン、大阪教育大学 I C カードや生協 I C カードの紛失・故障・盗難等によりアプリの利用・決済を一時停止としている場合
- (7) 停電・故障等、やむを得ない事情により、大学生協電子マネー対応機器端末機等が利用できない場合
- (8) 大教大生協から脱退し、大教大生協の利用ができなくなった場合
- (9) 本細則の規定から著しく逸脱した行為を行い、利用を一時的に停止されている場合
- (10) 不可抗力（天災、暴動、流行病、政府・自治体および大学の命令）などのやむを得ない事情により、指定食堂等を閉店した場合

（利用履歴の提供）

- 11) ミール定期マネーの利用履歴（以下、利用履歴という。）の一部をミールユーザーにもしくはその保護者に提供します。ミールユーザーは、利用履歴を親権者に提供することを承諾したこととします。
 - 2 利用履歴とは、利用商品、利用の金額、入金額、電子マネー残高・ポイント付与履歴等を指します。
 - 3 利用商品とは生協の店舗、食堂等において POS レジで精算された商品であり、その利用商品名は POS レジに登録されているデータを指します。ただし、POS レジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。
 - 4 利用履歴は、生協が指定する電子媒体（生協の Web サイト「組合員マイページ」）で提供し、その利用は、ミールユーザー及び保護者が申し込みすることで提供します。
 - 5 生協は、提供した利用履歴の不備などにより、ミールユーザー及び親権者に不利益が生じた場合であってもその損害を補償しません。

（利用履歴提供の終了・中止・変更）

- 12) 生協は、ミールユーザーに告知により、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあり、利用者は予め承諾したものとします。前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。
- 13) 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。
 - (1) コンピュータシステムの保守点検
 - (2) システムの切り替えによる設備更新
 - (3) 天災、災害、通信障害等による装置の故障
 - (4) その他予期しない障害の発生

（届出事項の変更）

- 14) ミールユーザーは申し込み時に届け出た登録情報に変更が生じた場合、大教大生協に対し所定の届出を遅滞なく行うものとします。
 - 2 前項の届出を怠った場合に生じる一切の損害はミールユーザーが負担するものとします。

(ミールパス機能の利用停止と喪失)

- 15) ミールユーザーは、次のいずれかに該当した場合、大教大生協がミールパス機能の利用停止・喪失させる場合があることを承諾するものとします。その際、次の(1)～(6)に該当する場合、ミールユーザーは未使用期間分の返金については一切行われなことをあらかじめ承諾するものとします。
- (1) 申し込みや届出変更時に、故意に虚偽の申告を行った場合
 - (2) 当規則に違反した場合
 - (3) ICカード面上の記載された内容を改ざんした場合
 - (4) 本細則ならびに別に設ける「大学生協アプリ（公式）利用 規約」に違反した場合
 - (5) ミールユーザーが自身のミール定期マネーを第三者に貸与または譲渡した場合
 - (6) ミールユーザーが自身のミール定期マネーを使って第三者へ他人への食事の利用（いわゆるおごり）をした場合
 - (7) 大教大生協が設ける期限までに、ミール定期マネー購入代金を支払わなかった場合
 - (8) ミールユーザーが、組合員資格を失った場合

(返品・返金の禁止)

- 16) ミールパス機能を利用して購入した食事等の商品の返品・返金については、レジ操作ミスなど大教大生協の過失による場合以外は受け付けません。
- 2 ミールパス機能の利用期間の始めの日から払戻し請求があった日までを使用済み期間とし、この「この使用済み期間」の返金については受け付けません。

(ミールパス機能解約の場合の返金)

- 17) ミールパス機能は大教大生協が申し込み用紙を受領した日から8日以内であればクーリングオフ（解約）ができるものとし、また、4月1日以降の申し込みで役務提供前である場合も8日以内であれば解約ができるものとし、
- 2 ミールパス機能の利用者が、ミールパス機能の利用期間中に退学、休学、留学、傷病等による長期入院など（大学休暇中の帰省等を除く）の事由により、1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合には、事前に保護者等に解約の了解をとることを条件とし、大教大生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールパス機能未執行代金を返金することとします。
 - 3 未執行代金とは、ミールパス機能購入価格から、すでに経過した食堂営業日数に1日の利用限度額を乗じた金額（システム上計算される金額）を控除した金額とします。マイナスとなった場合、返金金額はないものとします。
 - 4 本条2項以外の事由における中途解約の場合、事前に保護者等に解約の了解をとることを条件とし、大教大生協所定の手続きによる申し出を受けて、本条2項の返金額から解約事務手数料として2,000円を控除した金額を返金することとします。ただし、本条3項の未執行代金から2,000円を控除した金額がマイナスとなった場合、返金金額はないものとします。
 - 5 この契約を期間中で解約した場合、同じ期間内で再度お申込を行うことは出来ないものとします。
 - 6 ミールパス機能を解約した場合の返金は、学生の場合は原則として保護者等の銀行口座に振込むこととし、返金に必要な手数料は申込者の負担とします。

(仮ICカード)

- 18) ミールユーザーは、ミールパス機能の利用期間中に再発行等によりICカードが発行されるまで、大教大生協所定の手続きによりミールパス機能専用の仮ICカードの発行を受けることができます。ただし、仮ICカードはミールパス機能以外の機能は使用できないものとします。

- 2 仮 I C カードの発行を受けたミールユーザーが I C カードを入手した場合、速やかに大教大生協に届け出て仮 I C カードを返却するものとします。この場合、ミールパス機能を申し込んだミールユーザーの I C カードへはミールパス機能を付与します。

(解釈等)

- 19) この規則に定めのない事項及び規則の解釈に疑義が生じた場合は、理事会が決定します。

(細則の改廃)

- 20) 大教生協は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本細則を改廃することができます。
- 21) 20) 項について、大教大生協は、本細則を改廃する旨、改廃後の本細則の内容及び改廃の効力発生日について、改廃の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、ミールユーザーへの周知を図ります。
 - (1) 店舗での掲示
 - (2) Web サイトへの掲示
- 22) 本細則の変更・廃止は、理事会の議決によります。

【付則】

この細則は 2023 年 01 月 01 日より施行します。